

学校法人田村学園役員・評議員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人田村学園(以下「学園」という。)の寄附行為第57条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬とは、役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員等として職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の役員及び評議員に対しては、無報酬とする。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬月額、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給日は、毎月22日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前日に繰上げて支払うものとする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割計算を行うものとする。

(端数計算等)

第8条 報酬の計算において、計算金額に10円未満の端数が生じた場合には、その端数金額が5円未満はこれを切り捨て、その端数金額が5円以上10円未満はこれを10円に切り上げて、10円単位にて算出するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条第2項第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 学校法人田村学園役員報酬規程は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- 2 学校法人田村学園役員報酬等支給基準規程の名称を学校法人田村学園役員・評議員報酬等支給基準規程に変更する。

別表第1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
代表業務執行理事	月額 200,000円
理事	月額 150,000円